

武南病院 基本情報 (厚生労働大臣が定める掲示事項)

(令和8年2月1日現在)

管理者 山中 明彦
診療時間 9:00~12:00 (受付時間 8:30~11:30)
14:00~17:00 (受付時間 13:30~16:30)
休診日 土曜午後・日曜日・祭日

病床数 (種別)

一般病棟	94床
回復期リハビリテーション病棟	33床
医療療養病棟	72床
介護医療院	36床
合計病床数	235床

指定医療機関

健康保険法による指定医療機関
労働者災害補償保険法による指定医療機関
地方公務員災害補償基金指定医療機関
生活保護法による指定医療機関
難病指定医療機関
介護保険事業者指定医療機関

基本診療料に関する届出

<当院では下記施設基準等の届出を行っております>

急性期一般入院基本料 4 (2 階、3 階、8 階病棟) (R6.6.1 届出)

療養病棟入院基本料 1 (5 階、6 階病棟) (R5.1.1 届出)

回復期リハビリテーション病棟入院基本料 1 (4 階病棟) (R8.2.1 届出)

救急医療管理加算 (R2.4.1 届出)

診療録管理体制加算 3 (H30.6.1 届出)

医師事務作業補助体制加算 1 75 対 1 (R4.4.1 届出)

急性期看護補助体制加算 25 対 1 (看護補助者 5 割以上) (R6.6.1 届出)

夜間急性期看護補助体制加算 50 対 1 (R4.4.1 届出)

看護補助体制充実加算 2 (療養病棟入院基本料) (R6.8.1 届出)

重症者等療養環境特別加算 (2 階) (R7.11.1 届出)

感染対策向上加算 2 (R6.6.1 届出)

後発医薬品使用体制加算 3 (R6.6.1 届出)

データ提出加算 1、3 (R7.12.1 届出)

地域医療体制確保加算 (R4.10.1 届出)

認知症ケア加算 3 (R6.8.1 届出)

せん妄ハイリスク患者ケア加算 (R7.2.1 届出)

入退院支援加算 1 (R7.10.1 届出)

医療 DX 推進体制整備加算 (R6.6.1 届出)

特掲診療料に関する届出

薬剤管理指導料（H22.4.1 届出）

夜間休日救急搬送医学管理料（H25.11.1 届出）

救急搬送看護体制加算 1（R2.4.1 届出）

CT 撮影及びMRI 撮影（マルチスライスCT 16 以上）（H24.4.1 届出）

脳血管疾患等リハビリテーション（I）（H26.1.1 届出）

運動器リハビリテーション（I）（H26.1.1 届出）

呼吸器リハビリテーション（I）（H22.11.1 届出）

胃瘻造設術（H26.4.1 届出）

胃瘻造設時嚥下機能評価加算（H26.4.1 届出）

看護職員処遇改善評価料 22（R5.8.1 届出）

入院ベースアップ評価料 34（R7.10.1 届出）

外来・在宅ベースアップ評価料（R7.10.1 届出）

入院時食事療養・入院時生活療養に関する届出

入院時食事療養（I） 入院時生活療養（I） （R6.6.1 届出）

管理栄養士によって管理された、適時適温の食事提供を行っております。

朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00

保険外料金 負担一覧表（税込）

<オムツ等料金>

紙オムツ代（1枚）	400円
オーバーナイト（1枚）	210円
尿とりパッド（1枚）	100円

※おむつ交換、廃棄の費用は一切かかりません。

<その他>

理美容代（外部理美容師に依頼）	500～5000円（1回）
洗濯代	300円（1回）
エンゼルセット	11,000円
ねまき代	2,550円

<証明書・診断書等>

証明書、診断書発行等に関する料金は、別途「文書料一覧表」をご確認下さい。

<開示請求関係>

開示手数料	1,000円（1件につき）
診療録、各記録の写し	10円（コピー1枚）
画像コピー代（CD-R）	1,100円
診療要約情報提供のための医師面談料金	5,500円
送料	600円

※個人情報の開示手続きについては、当院で定めた「個人情報保護に関する規則」に基づき所定の手続きが必要になりますので、詳細については1階事務室までお申し出下さい。

<特別の療養環境の提供による病室>

1人部屋 8階病棟 （815/816/817/818号室）	10,000円
2人部屋 8階病棟 （802/803/805/806/807/808/810/811/812/813号室）	2,000円

保険外併用療養費

<特定療養費>

同一の疾病又は負傷による入院期間の通算が180日を超えた日から選定療養の対象となり、入院基本料の15%に相当する額が特定療養費として患者様の負担となります。

一般病棟入院基本料（急性期入院基本料 4）

1日につき 2,412円（税込）

ただし、特定の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

例) 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方

重症者病室に入院されている方

重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランクB以上）

脊髄損傷等の重度障害者

人工呼吸器を使用されている方

人工透析を週2回以上実施されている方（日常生活自立度ランクB以上）

この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは1F 事務所へお尋ねください。

当院では患者さんの個人情報保護に取り組んでいます

当院では、患者さんの個人情報について下記の事項で使用しております。また、その取り扱いには注意をはらっております。なお、疑問などがございましたら担当窓口（1階事務室の事務員）にお問合せください。

令和元年7月1日

院長 山中 明彦

当院における患者さんの個人情報の使用目的

1. 院内での使用

- ①患者様に提供する医療サービスに関する使用
- ②医療保険事務に係る使用
- ③入退院等（退院後武南病院附属クリニックへ通院する場合）事務処理、または病棟管理業務に係る使用
- ④会計・経理処理に関する使用
- ⑤医療事故等があった場合の報告事項に伴う使用
- ⑥患者さんへの医療サービスの向上を図ることに付随する使用
- ⑦院内医療実習への協力による使用
- ⑧医療の質の向上を目的とした院内症例研究などによる使用
- ⑨その他、患者さんに係る管理運営業務に関する使用
- ⑩医療事故等を防止するため、患者さんベッドサイド及び病室入口のネームプレートに関する使用
- ⑪医療事故等を防止するため、入院患者さん、又は外来患者さんを氏名でお呼びすることに関する使用

2. 院外への情報提供としての使用

- ①他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携のための使用
- ②他の医療機関等から照会があった場合、その回答のための使用
- ③患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合の使用
- ④検体検査業務等の業務委託による使用
- ⑤ご家族等への病状説明のための使用
- ⑥保険業務の全部または一部を委託する場合、その委託業務による使用
- ⑦審査支払機関へのレセプトの提供に伴う使用
- ⑧審査支払機関または保険者からの照会があった場合、その回答のための使用
- ⑨事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知のための使用
- ⑩医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等に係る使用
- ⑪その他、患者さんへの医療保険事務に関する使用
- ⑫親類、会社上司、同僚、お知り合い等からの入院有無問い合わせに対する回答のための使用

3. その他の使用

- ①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料を作成するための使用
- ②外部監査機関への情報提供のための使用

★上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口（1階事務室の事務員）までお申し出下さい。

★お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

★これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更をすることができます。